

Invited Article**「新しい生活様式」の普及に関する考察**

遠藤卓也（東京大学医学部）

Abstract:

日本では新型コロナウイルス感染症への対策の一環として「新しい生活様式」が提唱されたが、この生活様式が社会に受け入れられるにあたっては幾つかの問題があると考えられる。そこで本稿ではまず、シラクサ原則や手続き的正義と照らし合わせ、今回の政策に伴う問題点を検討した。また、これらの問題を乗り越える方法の一つとして、功利主義に基づく解釈を示した。

In Japan, "New Lifestyle" has been promoted as part of the countermeasures against COVID-19. However, there were several problems associated with the implementation of this strategy. Here, I examined those issues in light of the Siracusa Principles and procedural justice. Then, I also presented an interpretation of "New Lifestyle" based on utilitarianism, which I think is one of the possible ways to justify this strategy and to overcome the dilemma.

1. はじめに

2020年、新型コロナウイルスによる感染拡大が社会的問題となっている。現在の日本では緊急事態宣言に基づく行動制限の緩和が進む一方で「新しい生活様式」の周知・普及が進められている。この「新しい生活様式」においては、市民の行動に対して一定の制限を求めるものであるが、従来の日常生活とは異なる生活様式への転換に関して一部では問題も生じており、社会全体が即座に受け入れるのは容易ではないように思われる。これからも長期的な目線での新型コロナウイルスへの対応が求められていく中で、「新しい生活様式」がもたらす自由の制限に関する正当性について考察した上で、この対策を私たち市民が受け入れるにあたって、どのような意識や倫理観が求められるのかについて考えていく。

2. 「新しい生活様式」の正当性**2-1. 「新しい生活様式」導入の経緯**

2020年1月30日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置が決定された（その後、3月26日に新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法特措法第15条に基づくものとなった）¹⁾。2月14日には政府対策本部の下に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が設置されており²⁾、今回の感染症対策について医学的な見地からの助言等を行っている。専門家会議では初期の段階から今回の感染症対策における市民の行動変容の重要性を訴えており³⁾、5月1日には今後新型コロナウイルスへの対応が長期化することを見据え、感染拡大防止のための行動変容の一環として新しい生活様式を導入していく必要があるとの見解が示された⁴⁾。5月4日の専門家会議においては市民の理解を進めるべく

「新しい生活様式」という形での具体的な行動の実践例を示しており⁵⁾、これを受け新型コロナウイルス感染症対策本部でも「新しい生活様式」の周知を行うことを方針とした⁶⁾。現在、この生活様式については各自治体や報道機関などにより市民に対する周知が行われているところである⁷⁾。この「新しい生活様式」は、「3密」(密閉空間、密集場所、密接場所)の回避、身体的距離の確保、基本的な感染防御策を主な方針としており、これらの方針に沿う形で具体的な行動の実践例が提示されている。

2-2. シラクサ原則に基づく検討

今回の「新しい生活様式」については必ずしも強制力を持って行われる政策ではなく、介入度としては低いものの、これを遵守する場合には個人の自由の制限が生じることになる。こうした戦略を社会が抵抗なく受け入れていくにあたっては、戦略自体に正当性が伴うことが前提として必要であると考えられる。そこでまず、この自由の制限を伴う対策を講じることに正当性があるのかという点について考察を行う。

隔離などの個人の移動の制限を伴う公衆衛生対策の正当性については、国連が1985年に示したシラクサ原則が参照されることが多い⁸⁾⁹⁾。今回はこのシラクサ原則の要点をまとめた以下の5項目¹⁰⁾それぞれについて、今回の「新しい生活様式」と照らし合わせて検討を行いたい。

- ① The restriction is provided for and carried out in accordance with the law;
制限は法律によって規定され、法に基づいて施行されている。
- ② The restriction is in the interest of a legitimate

objective of general interest;

制限は公共の利益のための正当な目的のために行われる。

- ③ The restriction is strictly necessary in a democratic society to achieve the objective;
制限は、民主主義社会において、目的を達成するために厳密に必要である。
- ④ There are no less intrusive and restrictive means available to reach the same objective;
同じ目的を達成するための、より侵襲度・制限度が低い他の手段が存在しない。
- ⑤ The restriction is based on scientific evidence and not drafted or imposed arbitrarily i.e. in an unreasonable or otherwise discriminatory manner.

制限は科学的根拠に基づいたものであり、恣意的に起草されたり、課されたりしていない、すなわち、不合理な方法やその他の差別的な方法で行われていないこと。

① について

今回提案・周知が行われている具体的な「新しい生活様式」に関しては、法で明確に定められたものではない。感染が拡大した場合には迅速な蔓延防止策が行われ得ることが対策本部の見解として述べられており¹¹⁾、「新しい生活様式」を普及させる上での一種の圧力として働いている可能性も考えられるが、外出自粛要請等に関しても法的な強制力を持って行われるものではない。こうした点を踏まえると、「新しい生活様式」は法で規定されておらず、法的強制力も持たないと言え、この①の条件を満たさないと考えられる。

②について

専門家会議の提言においては、今回の新型コロナウイルスに対する日本の具体的な戦略は「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「市民の行動変容」という3本柱であることが強調されており¹²⁾、感染者や死亡者の発生を最小限に食い止めるため、医療提供体制を崩壊させないためという目的のもとで行動変容の要請が行われている。このことから、今回の政策は目的を示した上で行われていると言えるだろう。

③について

この条件を満たすには「新しい生活様式」が感染拡大を抑制することを示すエビデンスが必要と思われるが、ウイルスについての全貌が明らかになっていない中で感染拡大の防止策を取らなければならない現在の状況を考えると、この点に関しては過去の感染症対策や数理モデルに基づいた議論を行わざるを得ないだろう。

ここで行動変容の必要性について考察するにあたって、専門家会議発表資料に参考資料として含まれていた Imperial College of London のレポートを参照する^{4),13)}。このレポート内では「緩和」「抑制」という二つの基本戦略をもとに検討を行っている。「緩和」とは感染拡大を遅らせることで健康上の被害を少なくすることを目的としたものであるが、イギリスでこの戦略をとった場合に医療体制が破綻することが示唆されており、「抑制」によるアプローチの方が実現可能性は高いとされている。「抑制」による対策は感染拡大を抑えて感染者数を減少させることを目的とするが、介入が維持されないと感染が拡大する恐れがあり、長期的に、少なくとも断続的に、対策を継続することが

必要であるとされている。この「抑制」のアプローチによる介入の中に「全国民の social distancing」や「学校や大学の閉鎖」が含まれている。

この報告は他国におけるシミュレーションではあるが、②で述べたような「医療提供体制を確保する」という目的を達成するためには「抑制」による戦略を日本も取らざるを得ないと想定される。また、この報告はワクチン開発を想定しているものだが、専門家会議では「不確実性を伴うワクチン開発のみをあてにした戦略はとるべきでない」⁴⁾と述べており、長期的な対策の必要性に関する理解も求められている。

以上のような点を考えると、「抑制」のアプローチの一環として、今回の政策の必要性が示されていると考えることになるだろう。

④について

感染症が未知のものである以上、何を持って最小限とするのか、どこまでリスクを取るべきかについての基準が存在するわけではなく、この点に関して明確な判断を下すのは困難である。

今回の「新しい生活様式」を諸外国の政策と比較した時、日常生活における制限が強制的に行われているわけではないこと、公衆衛生上の目的と社会経済活動との両立を図りつつ徹底した行動制限を避けるための策であることを考慮すると、この④の条件において一見相応しいものであるように思われる。しかし、「新しい生活様式」では具体的な行動指針として詳細な項目が設定されており、これらに忠実な行動を取るにあたっては、その項目数の多さが侵襲度・制限度を現すものとして解釈される可能性も考えられる。

⑤について

「新しい生活様式」の要点の一つである「『3密』（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」については、日本のクラスター対策において、集団での感染リスクが大きいとされるシチュエーションを避けることを目的としている。「身体的距離の確保」、「基本的な感染防御策」についても、飛沫・接触感染するとされている今回の新型コロナウイルスに対する感染対策としては一見妥当であるようにも思われる。また、「新しい生活様式」の導入は決して感染が拡大している地域だけではなく、感染が限定的になった場合でも長期的に行うことが求められている点、重症化する恐れの高い個人や高齢者に限定した戦略ではない点において、恣意的な差別は行われていないものと考えられる。

しかしながら、どの程度の対策が必要かについての明確なエビデンスが存在しない以上、今回示された具体的な行動指針に関しては恣意的なものともみなせるのではないだろうか。また、今回の「新しい生活様式」では、例えば飲食店や娯楽施設などについて利用方法を改めることが市民に求められているが、これらに関係する業種に従事する人々が潜在的に被害を被っていることも憂慮される。

以上5項目の検討を踏まえると、「新しい生活様式」はシラクサ原則と照らし合わせた際に幾つかの点において議論の余地があり、必ずしも条件を満たしているとは言えない。よって、この「新しい生活様式」をシラクサ原則に基づいて正当化することはできないと考えられる。

2-3. 手続き的正義に基づく検討

また、今回の戦略が取られる過程において手続き的正義が果たされていたのかどうかについても考慮に値するだろう。Norman Daniels によれば、手続き的正義の確保に関しては以下の4項目が挙げられている¹⁴⁾。

- (1) 決定の根拠が公開されること
- (2) 公平な人々が納得できる根拠や証拠が提示されること
- (3) 決定の改正や不服訴えの機会が与えられること
- (4) 決定が以上の条件を充たすことを保証するために、自発的または公的な規制があること

今回の「新しい生活様式」は専門家会議の提言という形で初めて市民が知り得るものとなったが、この行動指針の具体的な内容がどのような過程を経て成立したのかは明らかではない。今回の専門家会議の議事録が作成されていないとの報道もあり¹⁵⁾、もしこれが事実であるならば、納得する上での根拠が十分に示されていると感じない市民もいるように思われる。また、この戦略は強制力がないものではあるものの、内容に関する改正の機会が与えられているのかは判然としない。これらの点を踏まえると、今回のこの行動指針は手続き的正義の観点からは不透明な部分が多く、決定に至るプロセスについては改善の余地が大いにあるように思われる。こうした不透明なものであるにも拘らず、日本社会では人々の危機感や自己犠牲に委ねる形で戦略が成り立っているという点において、その不安定性が危惧される。

3. 公衆衛生活動と功利主義

日本全体、もしくは世界全体でこの新型コロナウイルスと付き合っていく上で、公衆衛生上の観点からはこうした「新しい生活様式」を受け入れていかなければならないと考えられるが、それは従来のような自由な生活を慎まなければならないことを意味する。公衆衛生上の目的のために自由が制限されることに関しては、幸福、正義、自由のジレンマが生じると考えられ、そうしたジレンマが社会上の問題に繋がっているように思う。

例えば、若者世代の中には行動が制限されることによって受ける利益よりも自由が制限されていると感じる者も多く、それらが若者世代を中心とする「気の緩み」につながっていると推測される¹⁶⁾。また、感染が拡大していない地域においては身をもって危険を感じる場面が少なく、自由を制限してまで行動変容を受け入れる必要性が理解し難いことも考えられる。

こうした状況に対して、仮に「新しい生活様式」が正当性を持ったものであれば、市民がこの戦略を受け入れる上での一つの基盤となったと考えられる。しかし先程述べた通り、「新しい生活様式」はシラクサ原則の枠組みにおいては必ずしも正当であるとは言えず、また人々の善意や自己犠牲のもとで成り立つという、安定性に欠ける部分があるが故に、市民が受け入れる上での大きな障壁になっているのではないかと推測される。

このような問題を鑑みたとき、今回の日本の公衆衛生上の戦略に倫理的に正当性を持たせるのは功利主義であると私は考える。功利主義とは、行為や政策の善悪の評価の際に、その結果として生じる事態のみに着目する帰結主義の立場を取る説である¹⁷⁾。功利主義は、一人一人の価値の公平性をもとに全体の「幸福」を集計し、その総量が多

ければ多いほど良いという総和順位付けを行うことで、「最大多数の最大の幸福」を追求するという特徴がある。この考え方に基づくと、個人全体の幸福に対して社会全体の幸福が優先されるという考え方を取ることになる。

今回の感染症に対する公衆衛生上の政策を功利主義に基づいて解釈するにあたって考えなければならないのは、「何を幸福とするか」、「何をもって最大多数とするか」という点であると思われる。

まず「幸福」であるが、この点に関して万人の合意を得ることは困難であろう。幸福の基準自体が曖昧であることに加え、現代社会のような価値観が多様化している状況においては尚更のことである。そこで、ここでは個人の欲求の充足や自由意志に基づく行動といった積極的な意味での幸福ではなく、「～と比較して良い」という否定的な形で幸福の一つの基準として提案したい。このような考えを取るにあたり、最低限の幸福が何かを考えなければならないが、感染症という生命を脅かし得るものに対して公衆衛生上の戦略を講じる今回のような場面においては、「生命」「健康」を最低限の幸福として位置づけるのが妥当ではないだろうか。

続いて「最大多数」の範囲についてであるが、今回のようにウイルスの全貌が明らかになっていない状況でほぼ全ての人に感染のリスクがあること、日本における公衆衛生の戦略であるからには日本の市民全員の健康リスクを考慮する必要があることを前提とすると、一部の市民やマイノリティを対象にするのではなく、日本で生活する全ての市民を対象に含めたものであることが相応しいと思われる。

以上のように考えると、今回の感染症への対策における「最大多数の最大の幸福」の実現にあた

っては、全市民が生命活動を維持できる最低限度の生活を前提とし、その前提を脅かさない限りにおいて、個人による自由な幸福の追求を認めることが必要であると考えられる。このような解釈において、今回の「新しい生活様式」は正当化されると言えるだろう。

4. 私達に求められること

上記の検討より、今回の日本の戦略は功利主義の考えにおいて正当化されるとの考えを示した。これに基づき、私たちが今後「新しい生活様式」を受け入れるにあたってどのようにこの戦略を理解していくべきかについて考えてみたい。

まず、この生活様式を受け入れることで、個人のみならず市民全体の健康を保つことに繋がり、先程の「最低限の幸福」が実現可能となることを意識しなければならない。パンデミック以前と同じレベルの幸福については、市民の安全、生命が成り立ってから追求されるべきものとして認識していかなければならないだろう。また、感染による重症化のリスクが高い個人や、感染拡大が進んでいる地域の市民だけではなく、市民全体に対して行動変容が求められている点に関しては、功利主義に基づいて解釈すると「最大多数の幸福」、つまり日本社会全体における幸福を成し遂げるために必要なものとして理解される。この解釈のもとでは、社会全体の利益に繋がらないような利己的な個人の行動、感染拡大のリスクを伴う行動は制限されるということになる。また、こうした解釈が行われるには、自分の身の回りの人間関係だけではなく、日本社会全体へと目を向けること、自分の目には直接見えることのない他者・社会への想像力を働かせることが求められる。

以上に述べたような理解を踏まえると、「新しい

生活様式」は「行動」という観点から人々の変容を要請したものであるが、その中で示されているような「行動」の変容だけではなく、以前とは異なった価値観・倫理観への「意識」の変容も私たちには求められていると言えるだろう。

また、このような功利主義に基づく理解が社会に広まることは、今後生じ得る社会問題を解決する上での端緒となるのではないかと思われる。例えば、日本における外出自粛要請には法的な強制力がないにも関わらず、自粛要請に従わない人々を一般市民が取り締まるといった行為も大きく報道されるようになった¹⁸⁾。外出自粛要請が解除され「新しい生活様式」への移行が進む中でも同様の問題が生じることも想定されるが、これらの問題に関してはどのように向き合っていけば良いのだろうか。

確かに、自分の自由が制限されていると感じる中で他人が一見自由・幸福を楽しんでいるような姿を見ると不公平に感じる人も多く、怒りや反感が生じてしまう。社会全体の最大幸福を追求することを考えた際、格段の事情もなく個人の自由を追求する態度には慎むべきだが、このような場面で他人に行動変容を強制しようとするのも必ずしも適切な態度であるとは言えないだろう。今回の対策に法的強制力がないことに加え、やむを得ない個人的な事情・背景が存在する可能性にも目を向けなければならないし、そもそもむやみに他人を批判することは根本的な問題解決にならず軋轢を生む一方だと思われるからだ。ここで問題解決の糸口となるのは、上記で述べてきたような功利主義に基づいた理解が社会全体に広がることではないか、と私は考える。「新しい生活様式」が社会全体で実践されていくには、まずはその必要性が受け入れられるような基盤が形成され、その上

で自然と、無理のない範囲において各個人により行動変容が実践されていくことが理想的な形なのではないだろうか。

5. 結論

今後も一定期間はこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないことが見込まれており、長期的な対策の一環として、日本で生活する私達には「新しい生活様式」に基づく行動変容が求められている。この日本における公衆衛生活動は、シラクサ原則や手続き的正義の観点からは必ずしも正当とは言えず不安定性を孕んだものであるが、功利主義の枠組みにおいて正当化されると考えられる。この功利主義に基づいた理解が浸透し人々の意識が変わっていくことで、「新しい生活様式」という戦略がより円滑に実践され、今回の未曾有の事態における社会全体での対応が可能になると期待される。

参考資料

- 1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」
<https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/konkyo.pdf> (参照日: 2020年5月28日)
- 2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催について」
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/senmonka_konkyo.pdf (参照日: 2020年5月28日)
- 3) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf> (参照日: 2020年5月28日)
- 4) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月1日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627254.pdf> (参照日: 2020年5月31日)
- 5) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf> (参照日: 2020年5月28日)
- 6) 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年5月4日開催)資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronaviruses/th_siryousidai_r020504.pdf (参照日: 2020年5月28日)
- 7) 毎日新聞社「『新しい生活様式』実践例 専門家会議が示す 経済活動との両立図る」
<https://mainichi.jp/articles/20200504/k00/00m/010/084000c> (参照日: 2020年5月28日)
- 8) United Nations. Siracusa principles
<https://undocs.org/pdf?symbol=en/E/CN.4/1985/4> (参照日: 2020年5月14日)
- 9) 赤林朗・児玉聡(編)『入門・医療倫理III』勁草書房; 2015, p184
- 10) WHO Guidance on human rights and involuntary detention for xdr-tb control
https://www.who.int/tb/features_archive/involuntary_treatment/en/ (参照日: 2020年5月14日)
- 11) 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年5月14日開催)資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronaviru

s/th_siryousidai_r020514.pdf(参照日: 2020 年 5 月 27 日)

- 12) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年 3 月 19 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>(参照日: 2020 年 5 月 16 日)

- 13) Imperial College COVID-19 Response Team,”

Report 9: Impact of non-pharmaceutical interventions (NPIs) to reduce COVID-19 mortality and healthcare demand”

<https://www.imperial.ac.uk/media/imperial-college/medicine/mrc-gida/2020-03-16-COVID19-Report-9.pdf>(参照日: 2020 年 5 月 16 日)

- 14) Rid, A. (2009). Justice and procedure: how does “accountability for reasonableness” result in fair limit-setting decisions?. *Journal of Medical Ethics*, 35(1), 12-16.

- 15) 東京新聞「コロナ専門家会議、議事録作らず 歴史的事態検証の妨げに」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/31810> (参照日: 2020 年 5 月 29 日)

- 16) NHK WEB「“気の緩みで感染再拡大も” 経済再生相が外出自粛の継続要請」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200517/k10012433701000.html>(参照日: 2020 年 5 月 29 日)

- 17) 赤林朗・児玉聡 (編) 『入門・医療倫理III』勁草書房; 2015, pp124-125

- 18) NHK WEB 「『自粛警察』相次ぐ 社会の分断防ぐ冷静な対応を 新型コロナ」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200509/k10012423651000.html>(参照日: 2020 年 5 月 29 日)